



# 令和元年度行政書士試験 記述式問題 44、45 的中

2019.11.11  
アガルートアカデミー行政書士試験講座



さる11月10日(日)に実施された令和元年度行政書士試験におきまして、  
弊社教材にて取り扱いました問題と同主旨の問題（記述式問題44、45）が出題されました。  
詳細は下記のとおりです。

科目	教材名・ 該当箇所	問題文	本試験問題・ 該当箇所	問題文
行政法	『2019 総まくり 記述80問攻略講座 民法・行政法』 p.133行政法 問題10	A市には建築主事が置かれている。A市内にBが建築物を建てたところ、近隣住民Cは、当該建築物が違法建築物であると考え、A市の市長であるXが建築基準法9条1項に基づく当該建築物の除却命令を発動しないことに不満であった。そこで、Cは、行政手続法36条の3第1項に基づき、Xに対し、申出を行った。この場合、行政手続法によれば、Xは、いかなる義務を負うか。40字程度で記述しなさい。	問題44 .....	A所有の雑居ビルは、消防法上の防火対象物であるが、非常口が設けられていないなど、消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある。しかし、その地域を管轄する消防署の署長Yは、Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみで、消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命令」という。）をすることなく、放置している。こうした場合、行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか。40字程度で記述しなさい。 (参照条文)省略
民法	『2019 総まくり 記述80問攻略講座 民法・行政法』 p.35民法 問題17	A・BおよびCは費用を出し合って、別荘地である甲土地および同地上に築造された乙建物を購入し、持分割合を均等として共有名義での所有権移転登記を行った。その後、A・B・Cの三人は、話し合いを行い、甲土地および乙建物を目的とする賃貸借契約（以下「本件契約」とする）をDとの間で締結することとし、Dに甲土地および乙建物を引き渡した。ところが、Dが賃料を支払わないことから、Aは、本件契約を解除したいと考えている。民法学上、本件契約を解除する行為は何と呼ばれているか。また、民法の規定によれば、Aが本件契約を解除するにあたって、いかなる要件が必要か。40字程度で記述しなさい。	問題45 .....	Aは、木造2階建ての別荘一棟（同建物は、区分所有建物でない建物である。）をBら4名と共有しているが、同建物は、建築後40年が経過したこともあり、雨漏りや建物の多くの部分の損傷が目立つようになってきた。そこで、Aは、同建物を建て替えるか、または、いくつかの建物部分を修繕・改良（以下「修繕等」といい、解答においても「修繕等」と記すこと。）する必要があると考えている。これらを実施するためには、 <u>建替えと修繕等のそれぞれの場合について、前期共有者5名の間でどのようなことが必要か。</u> 「建替えには」に続けて、民法の規定に照らし、下線部について40字程度で記述しなさい（「建替えには」は、40字程度に数えない。）。 なお、上記の修繕等については民法の定める「変更」や「保存行為」には該当しないものとし、また、同建物の敷地の権利については考慮しないものとする。

なお、記述式問題46の論点「第三者のためにする契約」についても、弊社教材ではしっかりと解説しています。

科目	教材名・該当箇所	本試験問題・該当箇所	問題文
民法	『2019 入門総合講義民法』 p.223 第5 第三者のためにする契約	問題46	Aは、自己所有の時計を代金50万円でBに売る契約を結んだ。その際、Aは、Cから借りていた50万円をまだ返済していなかったので、Bとの間で、Cへの返済方法としてBがCに50万円を支払う旨を合意し、時計の代金50万円はBがCに直接支払うこととした。このようなA・B間の契約を何といい、また、この契約に基づき、Cの上記50万円の代金支払請求権が発生するためには、誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか。民法の規定に照らし、下線部について40字程度で記述しなさい。

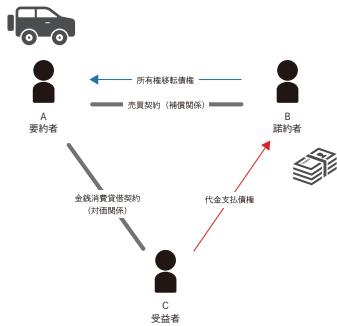
## 第5 第三者のためにする契約

3

### 1 意義

契約当事者の一方が第三者に対してある給付を負担することを相手方に約する契約を、第三者のためにする契約という（537条1項）。

#### [第三者のためにする契約]



#### CHECK

##### 第三者のためにする契約の意義

第三者のためにする契約は、諸約者の出損を要約者が自分で取得して第三者に給付するという手続を省略しつつ、諸約者から直接に第三者に給付させる点（給付手続の簡略化）に意義があるとされています。

事例のように、AがBにそのままする自動車を売り、その代金200万円をAが受け取らずに、BからCに直接支払うべきことをA・B間で約束する契約を「第三者のためにする契約」という。

この契約の当事者のうち、Aを「要約者」、Bを「諸約者」、Cを「受益者」という。BがCに200万円の支払債務を負ったのは、Aから自動車の所有権移転を受ける原因があったからである。この関係を、「補償関係」という。Aが本来Bから直接代金200万円を取得すべきところ、Cにこれを取得させるのは、AがCに200万円の返還債務を負っているからであり、この関係を「対価関係」という。なお、「対価関係」は有償・無償を問わない。

### 2 効果

#### (1) 受益者の意思表示

要約者・諸約者間においては、通常の契約と同様の権利・義務が発生する。そして、受益者は、受益の意思表示により、諸約者に対して直接の請求権を取得する（537条2項）。

#### CHECK

##### 受益者の地位について

受益者は、契約の当事者ではありません。そのため、受益者は、諸約者が債務を履行しないときでも、解除権を行使せぬ、また、要約者の行為能力の制限や諸約者の詐欺・強迫を理由とする取消権も取得しません。